

## 「笠間市子育て・教育応援プレミアム e チケット事業」参加店募集のお知らせ

笠間市では、子育て・教育世帯を応援するため、デジタル商品券を発行し、併せて新型コロナウイルス感染症の拡大により低迷した市内の消費喚起と新しい生活様式に対応したキャッシュレス決済の普及を図ることを目的に「笠間市子育て・教育応援プレミアム e チケット」を発行します。

これに伴い、[デジタル商品券を利用できる取扱店を募集します。](#)

商品券の名称	笠間市子育て・教育応援プレミアム e チケット
発行総額	1億6千900万円（1セット 13,000 円分×13,000 セット）
販売価格	販売価格 10,000 円/セット 利用額面 13,000 円分 共通券(8,000 円分):大型店利用可能(取扱店全店で利用が可能です) 専用券(5,000 円分):大型店利用不可(大型店は利用できません) ※共通券・専用券いずれも1円単位で決済が可能です。
利用方法	各取扱店に専用の QR コードスタンドを配布 利用者が商品券を利用する際に、スマートフォンの専用アプリで QR コードを読み込み、金額を入力、取扱店側で金額を確認して決済が完了します。 ※詳しくは裏面の「デジタル商品券ご利用の流れ」をご参照ください。
販売対象者	以下の①、②いずれかに該当する子を持ち、笠間市に住所を有するか、生計を同一とする親族が笠間市に住所を有する世帯 ①基準日(令和4年7月1日)において、2004(平成16)年4月2日以降に生まれた子がいる世帯 ②申請日において大学生等のいる世帯
利用期間	令和4年10月1日(土)～令和5年2月28日(火)まで
手数料等	登録手数料、換金手数料、振込手数料など取扱店側に費用負担はございません。 また、POS レジの導入など機材導入も必要ありません。

### お問い合わせ・お申込み

#### 笠間市商工会

WEB 検索は

笠間市商工会

検索

本 所	〒309-1611	笠間市笠間 1464-3	☎0296-72-0844
友部事務所	〒309-1705	笠間市東平 2-3-3	☎0296-77-0532
岩間事務所	〒319-0294	笠間市下郷 5140	☎0299-45-5711

# － 笠間市子育て・教育応援プレミアム e チケット事業 取扱店募集要項 －

## 発行の目的

子育て・教育世帯を応援するため、世帯員に18歳以下の方及び大学等に在籍している方がいる世帯向けにデジタル商品券を発行し、併せて新型コロナウイルス感染症の拡大により低迷した市内の消費喚起と新しい生活様式に対応したキャッシュレス決済の普及を図ることを目的とします。

## 参加店における厳守事項

1. [笠間市商工会 HP「笠間市子育て・教育応援プレミアム e チケット事業 参加店募集のお知らせ」ページ内の加盟店規約に同意すること。](#)
2. デジタル商品券(以下、商品券という)は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
3. 商品券を現金化及び電子マネー化することはできません。
4. 不足分は現金等で受け取ってください。
5. 利用期間を過ぎた商品券は取り扱わないでください。
6. 商品券利用者に対し、現金を用いて代金を支払う顧客よりも不利な取り扱いをしないこと。
7. 商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしないでください。

## 商品券での利用の対象にならないもの

1. 国や地方公共団体等への支払い(税金、電気、水道、電話料金の公共料金)
2. コンビニエンスストアでの収納代行等、参加店以外の事業者への支払いが実質的に可能となるもの
3. 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、収入印紙、官製はがき、プリペイドカード等の換金性の高いもの
4. たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
5. 医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む)
6. 取扱店自らの事業上の取引(機材の購入、商品の仕入れ等)
7. 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネーへの変換(チャージ等)
8. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業への支払い
9. 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
10. その他笠間市商工会、笠間市が不相当と認めるもの

## 取扱店の参加資格

笠間市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、次の1～4 に該当する事業者を除いたもので、市内の店舗に限り商品券を利用可能とすることができるものとします。なお、大型店とは店舗面積 500 m<sup>2</sup>以上を指します。

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている事業者
2. 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
3. 上記【商品券の利用の対象にならないもの】に記載の取引、商品のみを扱う事業者
4. 役員等が暴力団(暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律暴力団をいう。以下同じ)第77号)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものに該当する事業者

## 申込手続きについて

### 1. 申込方法

この「募集要項」及び「同意書」に同意の上、別紙取扱店参加申込書に必要事項を記入し、下記申込先(①～③のいずれかの窓口)へ持参してください。(FAX 不可)

「取扱店参加申込書」は笠間市商工会又は笠間市のホームページからダウンロードできるほか、笠間市商工会各事務所及び笠間市商工課で配布します。

### 2. 申込先【笠間市商工会】

①本所	〒309-1611	笠間市笠間1464-3	TEL:0296-72-0844
②友部事務所	〒309-1705	笠間市東平2-3-3	TEL:0296-77-0532
③岩間事務所	〒319-0294	笠間市下郷5140	TEL:0299-45-5711

### 3. 登録料 無料

### 4. 申込期間

令和4年8月8日(月)より開始

令和4年8月22日(月)までにお申込みいただくと、9月1日(木)から開設予定のデジタル商品券特設ホームページ上に参加店として掲載されます。

※8月23日(火)以降のお申込みについては順次特設ホームページ上に掲載します。

### 5. その他

①笠間市内に複数の店舗(事業所)がある場合には、それぞれ店舗毎に申込みをお願いします。

②参加店舗向けポスター等、商品券取扱に必要な備品等については後日配布いたします。

③後日参加店説明会を開催して、デジタル商品券の利用方法や換金方法について説明します。

※8月18日(木)に参加店説明会を開催いたしますので、ご参加を希望する方は同封した説明会参加申込書に必要事項をご記入の上、FAX 等でお申込みください。(9月にも複数回の参加店説明会を予定しています)

### 【個人情報の提供について】

登録申請に記載された個人情報につきましては、商品券事業に関する業務の範囲内でのみ利用・管理・保管されます。

## 参加店の取り消し等

お申込内容に虚偽不備等がある場合には、承認を取り消す場合があります。

また、「募集要項」及び「誓約書」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や参加店舗の承認取り消し、損害金の発生が生じた際はご請求する場合があります。

## 換金について

1. 換金方法 毎週月曜日～日曜日までの間で利用したデジタル商品券は利用額を自動的に集計して翌金曜日(金曜日が祝日の場合、翌営業日)に指定の口座にお振込みします。  
※詳細については、参加店説明会や参加店マニュアルでご案内します。

2. 換金手数料 無料(会員・非会員問わず)

# デジタル商品券ご利用の流れ

## ①ホーム画面



## ②QR読み取り画面

1. 参加店のQRコードを利用者がアプリで読み取りする



2. 残高が表示がされる



## ③決済金額入力画面



## ④決済金額確認



## ⑤決済完了画面



この画面を参加店が確認

